

# 定 款

起 源 株 式 会 社

## 【 目次 】

前 文 理 念	
第1章 総 則	・ ・ ・ ・ ・ P 1
第1条	商号
第2条	目的
第3条	本店の所在地
第4条	公告方法
第2章 株 式	・ ・ ・ ・ ・ P 2
第5条	発行可能株式総数
第6条	株券の不発行
第7条	株式の譲渡制限
第8条	相続人等に対する株式の売渡請求
第9条	株主名簿記載事項の記載等の請求
第10条	質権の登録及び信託財産の表示等の請求
第11条	手数料
第12条	基準日
第13条	株主の住所等の届出
第3章 株主総会	・ ・ ・ ・ ・ P 3
第14条	株主総会の招集及び議長
第15条	株主総会の招集通知
第16条	株主総会の決議方法
第17条	株主総会の議決権の代理行使
第18条	株主総会の議事録
第4章 取締役及び代表取締役	・ ・ ・ ・ ・ P 4
第19条	取締役の員数
第20条	取締役の資格
第21条	取締役の選任及び解任
第22条	取締役の任期
第23条	取締役の報酬、賞与、退職慰労金等
第24条	代表取締役及び代表取締役社長
第5章 計 算	・ ・ ・ ・ ・ P 5
第25条	事業年度
第26条	剰余金の配当
第27条	剰余金の配当の除斥期間
第6章 附 則	・ ・ ・ ・ ・ P 5
第28条	設立に際して発行する株式の数等
第29条	設立に際して出資される財産の価値及び成立後の資本金の額
第30条	最初の事業年度
第31条	設立時取締役及び設立時代表取締役
第32条	発起人に関する事項
第33条	法令の準拠

(理念)

## 前 文

当社は、次の理念に基づいて経営を行う。創業理念として「GOOD SURPRISE！GOOD FUTURE！」を掲げ、日本が世界に誇る技術大国を象徴する確固たる思いとして『「Made in Japan」を、世界へ。そして、未来へ。』と定義し、世界をリードする多様な商材の更なる普及および技術開発に取り組むことで、地域社会、そして未来への永続的な発展に寄与する。

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、起源株式会社と称する。英文では、The Orijin, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 物品の卸売、小売及び輸出入
- (2) 広告代理店業
- (3) 販売促進活動の企画、立案及び実施
- (4) 広報活動及びPR活動の企画、立案及び実施
- (5) 一般企業、公共機関、教育施設等への講師業
- (6) 地方創生及び地域活性化に関する企画、立案及び支援
- (7) 雇用機会の創出に関する企画、立案及び支援
- (8) 経営コンサルティング
- (9) 業務委託、アウトソーシング事業の受託及び請負
- (10) 企業の買収、合併、事業統合、業務提携、事業譲渡、資本参加等に関する企画、斡旋及び仲介
- (11) 不動産の売買、賃貸、管理及びこれらの媒介
- (12) 金融商品仲介業
- (13) 労働者派遣事業
- (14) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業

(15) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岐阜県土岐市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表については以下のURLに掲載する。 <https://www.oriijin-jp.com/ir/koukoku/>

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の発行する株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示等の請求)

第10条 当社の発行する株式について質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当社に提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集及び議長)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となるものとする。

3 代表取締役社長に事故又は支障があるときは、代表取締役社長があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、第16条に定める決議の方法により議長を選出する。

(株主総会の招集通知)

第15条 株主総会の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、株主総会の日の前までに、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対して発するものとし、書面であることを要しない。

2 書面投票又は電子投票を認める場合は、株主総会の日前までに書面で招集通知を発するものとする。

3 書面投票又は電子投票を認める場合を除き、当該株主総会で議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく株主総会を開催することができる。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできないものとする。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の開催日時、場所、出席した取締役、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

#### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、1名以上11名以内とする。

(取締役の資格)

第20条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任)

第21条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役の報酬、賞与、退職慰労金等)

第23条 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(代表取締役及び代表取締役社長)

第24条 当会社に置く取締役が複数の場合は、株主総会の決議により、1名以上の代表取締役を定め、代表取締役が複数の場合は、株主総会の決議により、代表取締役の中から1名を代表取締役社長と定める。代表取締役が1名の場合は、その代表取締役を代表取締役社長とする。

2 当会社に置く取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役社長とする。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第27条 剰余金の配当がその支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式の数等)

第28条 当会社の設立時発行株式数は11株とし、その払込金額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金55万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金55万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和3年12月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第31条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役兼設立時代表取締役 銀川陽介

(発起人に関する事項)

第32条 発起人の氏名、発起人が割当てを受ける設立時発行株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

銀川陽介 11株 金55万円

(法令の準拠)

第33条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、起源株式会社を設立するため本定款を作成し、発起人が記名押印する。

令和3年2月17日 発起人 銀川陽介